

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次の通り和解する。

1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下、「被相続人」という。）が平成23年3月〇日に死亡し、申立人が、全相続人を含む者による合意により、福島県双葉郡大熊町大字〇所在の〇墓地のA家の墓（以下、「本件墓」という。）の祭祀を承継し、本件墓に関する被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人の知る限り、上記合意を行った相続人が、被相続人の全相続人であること

2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

申立人が祭祀承継者である本件墓の財物価値の喪失及び追加的費用

3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目の和解金として、金150万円の支払義務のあることを認める。

4 支払方法

（省略）

5 手続費用

本件に関する手続費用は各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年4月14日

（仲介委員 松田研一）